

堺市公報 第300号	令和6年2月9日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 【市民人権局市民生活部市民協働課】……………	2
○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 【環境局環境事業部クリーンセンター管理課】……………	4
<告示>	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の名称変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 13

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の名称
変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 14

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在
地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 15

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定
について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】…………… 16

○子ども・子育て支援法第58条の11第1号の規定による告示について

【子ども青少年局子育て支援部幼保推進課】…………… 16

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 17

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 19

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について

【建設局土木部路政課】…………… 21

<公告>

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 23

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 23

規 則

堺市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第4号

堺市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

堺市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及びその写し」を削る。

第12条第5項中「第2項」を「第3項」に改める。

第20条第2項第2号中「取消の」を「取消しの」に改める。

第22条から第24条までの規定中「62条」を「第62条」に改める。

第25条第2項第3号及び第26条中「で」を「において」に改める。

第27条を次のように改める。

（電子情報処理組織等による手続等）

第27条 条例第18条第1項の規定により行わせ、又は行う手続等は、堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年規則第20号）第4条から第10条までの規定の例による。

第28条第1項第1号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第29条中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第30条中「同条第1項」を「同項」に改める。

第31条の見出しを「（提出書類の規格）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

様式第1号中「（2部）」、「（1部）」及び「（各1部）」を削る。

様式第3号中「（原本及びその写し各1部）」、「（2部）」及び「3 定款（1部）」を削る。

様式第4号中「（2部）」及び「（1部）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

様式第5号中「（1部）」、「（2部）」、「（各2部）」及び「（各1部）」を削る。

様式第6号中「（1部）」及び「（2部）」を削る。

様式第7号中「（原本及びその写し各1部）」を削る。

様式第8号中「（各2部）」を削り、「前年度において役員であった者」を「前事業年度において役員であったことがある者全員」に、「各役員についての報酬の受取の」を「これらの者についての前事業年度における報酬の」に改める。

様式第10号から様式第12号まで及び様式第14号中「(1部)」を削る。

様式第15号中「(各1部)」、「(2部)」及び「(1部)」を削る。

様式第17号中「(1部)」、「(各2部)」及び「(2部)」を削る。

様式第18号中「(各2部)」及び「(2部)」を削る。

様式第20号中「(2部)」及び「(各2部)」を削る。

様式第22号中「(1部)」及び「(2部)」を削る。

様式第23号中「(1部)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市特定非営利活動促進法施行細則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市特定非営利活動促進法施行細則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第5号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「廃棄物搬入許可申請書（様式第3号（甲）（乙））」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者 廃棄物搬入許可申請書（様式第3号（甲））
- (2) 第4条第1号ア(ケ)又はイ(ウ)に掲げるとする者（次号に掲げる者を除く。） 廃棄物搬入許可申請書（様式第3号（乙））
- (3) 第4条第1号イ(ウ)に掲げるとする者（申請日の属する年度の前年度において24回以上当該ごみの搬入を行った者又は市長が別に定める期間内に

において24回以上当該ごみの搬入を行う見込みである者に限る。) 廃棄物搬入許可申請書(様式第3号(丙))

第7条第2項中「前項の申請書に」を「前項の規定による申請書の提出を行うとき」に改める。

第8条第1項中「様式第4号(甲)(乙)」を「様式第4号(甲)(乙)(丙)」に改め、同条第2項中「廃棄物搬入許可書」の次に「(様式第4号(甲)に限る。)」を加え、「のうち、一般廃棄物収集運搬業者」を削り、同条第5項中「第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(甲)に限る。)の交付を受けた者」を「許可業者」に、「その日の属する年度の末日」を「当該許可業者に係る一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間が満了する日」に改め、同項ただし書を削り、同条第6項中「搬入物」を「廃棄物」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項の規定により廃棄物搬入許可書(様式第4号(丙)に限る。)の交付を受けた者に対する搬入許可の有効期間は、当該許可の日からその日の属する年度の末日までとする。

第8条の3第1項及び第8条の4第1項中「様式第4号(甲)に限る」を「様式第4号(乙)を除く」に改める。

様式第3号(甲)中

「

業 種
※(一般廃棄物収集運搬業許可番号 第 号) を

「

一般廃棄物収集運搬業許可番号 第 号 に

改め、「又は第26条第2項」を削り、

「

添付書類	(1) 搬入許可誓約書 (2) 搬入車両一覧表及びその自動車検査証の写し (3) 事業所及び排出場所所在地の付近見取図及び写真(一般廃棄物収集運搬業者を除く。)
------	--

を

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年2月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（以下「新規則」という。）第8条の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る搬入の許可について適用し、同日前の申請に係る搬入の許可については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の第8条第1項の規定により交付された廃棄物搬入許可書でこの規則の施行の際現に効力を有するもの（この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた搬入の許可に係る廃棄物搬入許可書を含む。）は、その有効期間中に限り、新規則第8条第1項の規定により交付された廃棄物搬入許可書とみなす。

様式第3号(丙)(第7条関係)

廃棄物搬入許可申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住所(所在地)

フリガナ
氏名(名称)

(代表者氏名)

電話番号

業 種

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第22条第1項の規定により、次の廃棄物について搬入の許可を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

排出場所	
廃棄物の内容	
添付書類	<p>(1) 搬入許可誓約書</p> <p>(2) 搬入車両一覧表及びその自動車検査証の写し (電子車検証については、自動車検査証記録事項の写しも提出)</p> <p>(3) 事業所及び排出場所所在地の付近見取図及び写真</p>
申請要件	<p>(1) 申請者自らが排出する一般廃棄物であること。</p> <p>(2) 本市の区域内から排出されたものであること。</p> <p>(3) 前年度において24回以上廃棄物の搬入を行った、又は市長が別に定める期間内において24回以上廃棄物の搬入を行う見込みであること。</p>

様式第4号(丙)(第8条関係)

廃棄物搬入許可書

廃棄物搬入許可書番号 第 号

住所(所在地)

氏名(名称)

業種

廃棄物の内容

搬入許可有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで

搬入許可車両

自動車登録番号

最大積載量

許可条件 受入基準に従わないとき、又は搬入検査に協力しないときは、搬入の許可の取消し等必要な措置を講じることがあります。

上記のとおり搬入を許可する。

年 月 日

堺市長



告 示

堺市告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
みつばメンタルクリニック	堺市堺区向陵中町4-5-27 中谷ビル203号	令和6年1月1日
医療法人良樹会 T内科クリニック堺院	堺市北区新金岡町5-3-10	令和5年12月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
ライフケア総合歯科・なかもず小児矯正歯科	堺市北区長曾根町3079-20	令和6年1月1日

堺市告示第39号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
さえきクリニック	堺市北区新金岡町5-3-10	令和5年11月30日

2 薬局

名称	所在地	廃止年月日
堺東薬局	堺市堺区中瓦町1-3-9 1F	令和4年3月28日
すずらん薬局	堺市堺区南旅籠町西2-3-20 ホワイトオーキッド1階	令和5年12月31日
アガペ深井薬局	堺市中区深井沢町3265 ミラージュ 昌栄ビル1F	令和5年12月31日

堺市告示第40号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 歯科

変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
筒井歯科	医療法人隆生会 筒井歯科	堺市南区高倉台3-8-8	令和5年9月25日

堺市告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 訪問看護

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
わかば訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町120-7-4	堺市北区長曾根町146-7-1 メディカルエイトワンビル2F201号室	令和5年12月1日

堺市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防居宅療養管理指導	田口歯科	堺市東区引野町2-109-5	令和5年4月1日
居宅療養管理指導	田口歯科	堺市東区引野町2-109-5	令和5年4月1日
居宅療養管理指導	ラビット金岡薬局	堺市北区蔵前町1-7-5	令和5年12月1日

堺市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	さえきクリニック	堺市北区新金岡町5-3-10	令和5年11月30日
訪問リハビリテーション	さえきクリニック	堺市北区新金岡町5-3-10	令和5年11月30日
訪問看護	さえきクリニック	堺市北区新金岡町5-3-10	令和5年11月30日
居宅療養管理指導	田口歯科	堺市東区引野町2-109-5	平成24年11月30日
訪問介護	アーク介護サービス	堺市堺区向陵東町3-5-24	令和5年12月31日
訪問介護	おりーぶの森ヘルパーステーションさかい	堺市堺区南半町西2-4-3	令和5年12月31日

堺市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の名称の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永藤英機

事業の種類	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
介護予防居宅療養管理指導	筒井歯科	医療法人隆生会 筒井歯科	堺市南区高倉台3-8-8	令和5年9月25日

居宅療養管理 指導	筒井歯科	医療法人隆生会 筒井歯科	堺市南区高倉 台3-8-8	令和5年9月 25日
--------------	------	-----------------	------------------	---------------

堺市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問 看護	わかば訪問看護 ステーション	堺市北区長曾根町 1207-4	堺市北区長曾根町 1467-1 メディ カルエイトワンピ ル2F201号室	令和5年12月 1日
訪問看護	わかば訪問看護 ステーション	堺市北区長曾根町 1207-4	堺市北区長曾根町 1467-1 メディ カルエイトワンピ ル2F201号室	令和5年12月 1日
介護予防訪問 サービス	ビジットケア堺	堺市北区長曾根町 29 シュライクな かもず805	堺市中区深井清水 町3986 シティハ イツNo. 1 402	令和5年12月 1日
訪問介護	ビジットケア堺	堺市北区長曾根町 29 シュライクな かもず805	堺市中区深井清水 町3986 シティハ イツNo. 1 402	令和5年12月 1日

堺市告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永藤英機

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
大谷 月子	森田鍼灸マッサージ院	大阪市東住吉区桑津4-1-33-101	令和5年12月20日
大谷 月子	森田鍼灸マッサージ院	大阪市東住吉区今川5-7-9-102	令和5年12月20日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
大谷 月子	森田鍼灸マッサージ院	大阪市東住吉区桑津4-1-33-101	令和5年12月20日
大谷 月子	森田鍼灸マッサージ院	大阪市東住吉区今川5-7-9-102	令和5年12月20日



堺市告示第47号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき確認を行った特定子ども・子育て支援施設等について、同法第58条の11第1号の規

定により、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 認可外保育施設

名称	所在地	設置者	確認年月日
キッズライン 堤祐喜子	堺市美原区	堤 祐喜子	令和5年12月 22日



堺市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道 路 の 種 類 市道
- 2 路 線 名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供 用 開 始 の 区 間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺昭和27号線	西区浜寺昭和町4丁556番1地先	旧	5.48	2	ハ0186
	西区浜寺昭和町4丁556番1地先	新	5.48	2	



堺市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

- | | | |
|---|-------------|----------|
| 1 | 道路の種類 | 市道 |
| 2 | 路線名 | 別紙調書のとおり |
| 3 | 敷地の幅員及びその延長 | 別紙調書のとおり |
| 4 | 供用開始の区間 | 別紙調書のとおり |

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大道東1号筋	堺区神明町東1丁目17番地先	旧	3.01	12.32	夕0018
			3.67		
	堺区神明町東1丁目17番地先	新	3.09	12.32	
			3.75		



堺市告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
宮山台茶山台線	南区宮山台4丁7番6地先	旧	33.90	30.34	01033
	南区宮山台4丁7番6地先	新	15.32	30.34	

公 告

堺市公告第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深井中町493番1及び493番98から493番108まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居東四丁目11番4号

日経ホーム株式会社

代表取締役 濱崎 武蔵

堺市公告第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月9日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区匠町1番3から1番6まで、1番11、1番23、1番24、3番3、4番、5番及び6番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
株式会社クボタ
代表取締役 北尾 裕一